

既存住宅状況調査技術者講習の概要について（案）

（1）目的

- 既存住宅の調査の担い手となる技術者の育成を図るため、講習登録規程に基づく既存住宅状況調査技術者講習制度を創設。
- 国の登録を受けた講習機関が建築士に講習を実施し、修了した建築士は調査方法基準に基づき適正に調査を実施。
*参考1、参考2参照。

（2）講習内容・講習区分と時間

○講習内容

講義+修了考査

○講習区分

A：新規者用講習→新規受講者

B：既修者用講習→インスペクションガイドラインに準拠した講習受講者

（既存住宅現況検査技術者、土会・インスペクター講習受講者等）

* A、Bどちらかを選択、あるいは複数回の開催の場合、A、B双方を開催。

* 時間割例参照。

○講義内容と時間

		A 新規者用 講習	B 既修者用 講習
既存住宅状況調査の概要等	不動産流通市場の現状と国の取り組み状況、既存住宅状況調査技術者の役割、既存住宅状況調査の概要、公正な業務実施のための遵守事項、情報の開示、既存住宅状況調査の手順、既存住宅売買時における調査結果の活用	2時間	1時間
既存住宅状況調査の技術的基準等	既存住宅状況調査方法基準とその詳細、既存住宅状況調査に付随する非破壊検査その他の調査、調査報告書の記入、住宅瑕疵の事例、検査機器	3時間	2時間

○修了考査

新規、既修者用講習とも 40分を予定

(4) 講習開始時期

- 原則として10月～12月にかけて実施。
- 実施予定と講師予定者を日事連に報告。→日程については日事連HP上で公示。

(5) 募集の開始

- 登録申請が認められ、事務規程を国土交通省に提出後から募集を開始。
*これ以前は募集できません。

(6) 講習申込み方法

- 対面、郵送等で講習を実施する単位会に申し込む。
- 日事連HP上に単位会の申し込み先、振込先を案内。
- 受講申込書は日事連HPよりダウンロード。

(7) 講習方法

- 講師による対面講習が原則。
- 講師資格は告示に規定（一級建築士あるいは既存住宅状況調査技術者）
- 単位会講師による講習を予定
- 講師予定者をあらかじめ日事連に登録、講習の事前に国交省へ届出
- 講師講習会を開催予定（9月頃）

(8) 受講料

- 新規講習者：21,600円程度（税込）、既修者：17,300円程度（税込）を予定。
- 登録費用、テキスト費用、修了証明書等の発行費用込み。
- 一人あたりの受講料のうち、6,000～7,000円を単位会費用とする予定。
(会場費、講師費用含む)

(9) 単位会と日事連との役割分担

○ 日事連

国土交通省への講習団体登録届出、事務規程、処分規程等作成、合議制機関（修了検査問題作成、合否判定）の設置、テキストの作成、講師講習会の開催、修了検査問題の作成、HPでの合格者公表、合格基準公表、修了証明書等の発送、HPでの修了者名簿の公開、処分等の審査、相談窓口の設置（居住者、委託者からの相談受付と対応）、国土交通省への報告（講習実施の状況、相談の状況）等

○ 単位会

講習会場の確保、講師の確保、受講者の募集、受講者の受付、受講料の収受、受講票の作成、受講者名簿の作成、受講申込書の日事連への送付、テキスト・修了検査問題の手配、講習の実施、修了検査回収・日事連への送付、講習結果のまとめ・報告、HPでの修了者名簿の公開、相談窓口の設置（居住者、委託者からの相談受理と対応）等

* 単位会負担費用

会場費、講師謝礼、その他講習実施に係る諸費用（通信費、人件費等）

（10）名簿の登載

○日事連において修了者の名簿を整備、HP上で公開する。

（11）今後の予定

- | | |
|------|-----------------------------|
| 5月 | 単位会への協力依頼、登録講習団体申請、事務規程作成 |
| 6月 | 修了考査問題作成開始、テキスト原稿案完成、事務規程届出 |
| 8月末 | テキスト完成予定 |
| 9月 | 講師講習会開催 |
| 10月～ | 講習開始 |

■時間割（例）

A：新規者用講習

時 間	講 習 内 容
9:00	受付開始
9:30	挨拶・事前説明
9:40～11:40	既存住宅状況調査の概要等 (2 時間・質疑を含む)
11:40～12:30	昼食休憩
12:30～15:45	既存住宅状況調査の技術的基準 (3 時間・質疑を含む 途中休憩あり)
15:45～15:55	休憩
15:55～16:05	考查説明
16:05～16:45	考查
16:45～16:55	考查問題・回答回収、解散

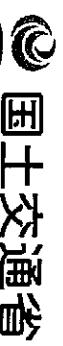
* 講義、考查時間は厳守

B：既修者用講習

時 間	講 習 内 容
12:00	受付開始
12:30	挨拶・事前説明
12:40～13:40	既存住宅状況調査の概要等 (1 時間・質疑含む)
13:40～13:50	休憩
13:50～15:50	既存住宅状況調査の技術的基準 (2 時間・質疑含む)
15:50～16:00	休憩
16:00～16:10	考查説明
16:10～16:50	考查
16:50～17:00	考查問題・回答回収、解散

* 講義、考查時間は厳守

「宅地建物取引業法の一部を改正する法律」(平成28年6月3日公布)概要



背景

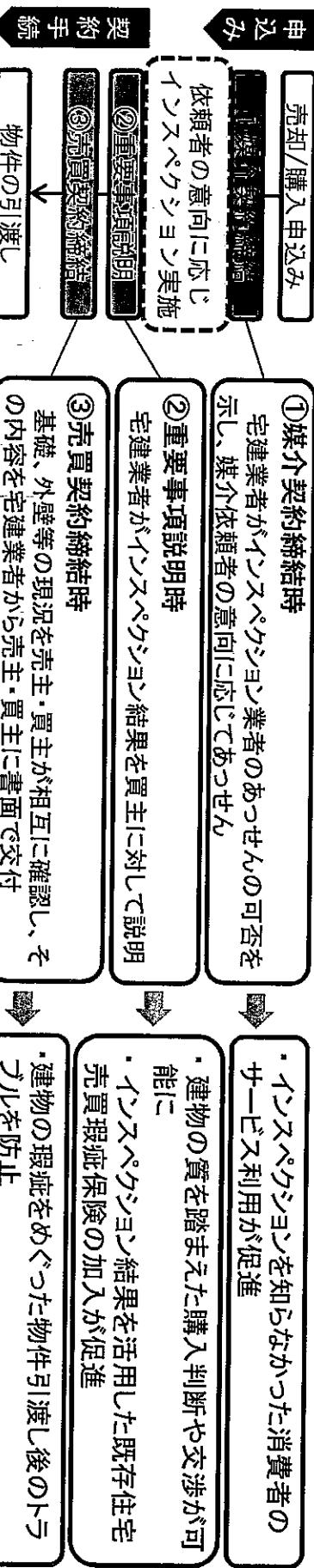
- 我が国の既存住宅流通シェアは、欧米諸国(約70~90%)と比較して極めて低い水準(14.7%)。
- 既存住宅の流通促進は、既存住宅市場の拡大による経済効果、ライフステージに応じた住着等による豊かな住生活の実現等の意義がある。

1. 既存建物取引時の情報提供の充実

- ▶既存建物取引時に、購入者は、住宅の質に対する不安を抱えている。一方で、既存建物は個人間で売買されることが多く、一般消費者である売主に広く情報提供や瑕疵担保の責任を負わせることは困難。

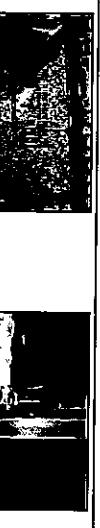
不動産取引のプロである宅建業者が、専門家による建物状況調査(インスペクション)の活用を促すことで、売主・買主が安心して取引ができる市場環境を整備

【取引フロー】



※ 建物状況調査(インスペクション)

→ 建物の基礎、外壁等に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化事象



→ 不具合事象の状況を目視、計測等により調査するもの。

既存住宅売買瑕疵保険

→ 既存住宅に瑕疵があつた場合に修補費用等を保証する保険。



水平器による柱の傾きの計測

○成果指標
・既存住宅流通の市場規模
4兆円(H25) ⇒ 8兆円(H37)
・インスペクションを受けた既存住宅売買瑕疵保険の加入割合
5%(H26) ⇒ 20%(H37)

2. 不動産取引により損害を被った消費者の確実な救済

不動産取引により損害を被った消費者を確実に救済するため、営業保証金・弁済業務保証金による弁済の対象者から宅地建物取引業者を除外。

4. 施行期日

- 1. 既存建物取引時の情報提供の充実に関する規定:平成30年4月1日施行
- 2. 不動産取引により損害を被った消費者の確実な救済、3. 宅地建物取引業者の団体による研修に関する規定:平成29年4月1日施行

既存住宅状況調査技術者講習制度の概要

国土交通省

- 既存住宅の調査の担い手となる技術者の育成を図るために、講習登録規程に基づく既存住宅状況調査技術者講習制度を創設。
- 国の登録を受けた講習機関が建築士に講習を実施し、修了した建築士は調査方法基準に基づき適正に調査を実施。

既存住宅状況調査技術者講習登録規程

- 講習機関は、建築士への講習を実施するほか、講習修了者の情報の公表、相談窓口の設置等を実施。

登録申請

登録

指導・助言・勧告・登録抹消

講習機関

更新講習の受講

指導・除名等

相談内容の確認等

既存住宅 状況調査 技術者 (建築士)

講習の実施・修了証明書の交付

既存住宅状況調査
技術者の情報の公表

既存住宅状況調査
に関する相談

書面交付

依頼

ホームページ

相談窓口

売主(又は買主)

既存住宅状況調査方法基準

- 既存住宅売買瑕疵保険の現場検査と同等の調査方法等(構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分の調査・耐震性に関する書類の確認)を規定。

○平成29年2月3日 講習登録規程・調査方法基準制定 ○平成29年度以降 講習実施予定